

分別収集計画

令和元年6月

令和3年2月変更

湖 西 市

湖西市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本の方針

本計画を実施するにあたっての基本の方針を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 集団回収の活性化による再資源化意識の高揚

3 計画期間

本計画の期間は令和2年4月を始期とする5年間とし令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	7,179t	7,139t	7,100t	7,061t	7,022t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

集団回収については、自治会、PTA等の市民団体活動に対して広報や財政的支援を行い、有効な資源回収を行う。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収、リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増などごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別収集、再生利用の意識及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・ 買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバック)の持参の徹底等の普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での過剰包装等の抑制を図る。

- ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、湖西市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料水缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	21 t		21 t		21 t		20 t		20 t	
主としてアルミ製の容器	70 t		70 t		69 t		69 t		69 t	
無色のガラス製容器	(合計) 121 t		(合計) 120 t		(合計) 120 t		(合計) 119 t		(合計) 118 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 121 t	(引渡)量 114 t	(独自処理)量 6 t	(引渡)量 114 t	(独自処理)量 6 t	(引渡)量 113 t	(独自処理)量 6 t	(引渡)量 112 t	(独自処理)量 6 t
茶色のガラス製容器	(合計) 124 t		(合計) 123 t		(合計) 123 t		(合計) 122 t		(合計) 121 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 124 t	(引渡)量 106 t	(独自処理)量 17 t	(引渡)量 106 t	(独自処理)量 17 t	(引渡)量 105 t	(独自処理)量 17 t	(引渡)量 104 t	(独自処理)量 17 t
その他のガラス製容器	(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 59 t		(合計) 59 t		(合計) 59 t	
	(引渡)量 55 t	(独自処理)量 5 t	(引渡)量 54 t	(独自処理)量 6 t	(引渡)量 54 t	(独自処理)量 5 t	(引渡)量 54 t	(独自処理)量 5 t	(引渡)量 53 t	(独自処理)量 6 t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	15 t		15 t		14 t		14 t		14 t	
主として段ボール製の容器	533 t		531 t		528 t		525 t		522 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 176 t		(合計) 175 t		(合計) 174 t		(合計) 173 t		(合計) 172 t	
	(引渡)量 176 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 175 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 174 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 173 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 172 t	(独自処理)量 t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 332 t		(合計) 330 t		(合計) 328 t		(合計) 327 t		(合計) 325 t	
	(引渡)量 315 t	(独自処理)量 17 t	(引渡)量 314 t	(独自処理)量 16 t	(引渡)量 312 t	(独自処理)量 16 t	(引渡)量 310 t	(独自処理)量 17 t	(引渡)量 308 t	(独自処理)量 17 t
（うち白色トレイ）	(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 13 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 13 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 13 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 13 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 13 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
59,349人 (対前年度比) -0.49%	59,088人 (対前年度比) -0.44%	58,859人 (対前年度比) -0.25%	58,666人 (対前年度比) -0.33%	58,509人 (対前年度比) -0.27%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が浸透している飲料用紙製容器や段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することを推奨する。

・ 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	アルミ製容器	飲料水缶	委託業者による定期回収 自治会、市民団体等による集団回収	市 民間委託業者
	スチール製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	無色ガラスびん	委託業者による定期回収	市 民間委託業者
	茶色ガラス製容器	茶色ガラスびん		
	その他ガラス製容器	その他ガラスびん		
紙	紙パック	飲料用紙パック	委託業者による定期回収 自治会、市民団体等による集団回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	市 民間委託業者
	白色トレイ	白色トレイ		
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装については、現在当市のリサイクルプラザ並びに民間委託業者で選別、圧縮、減容、保管しているが、より一層のプラスチック製容器包装の分別の徹底を図るため、今後処理の統一化や保管場所の選定など効果的な処理体系の構築も視野に入れた検討を行う。

- ・ 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	資源物回収拠点【市内103か所】 古紙回収ステーション【市内38か所】 古紙回収拠点【市内4か所】
収集・運搬	収集車輛	共通車輛使用
選別・保管	リサイクルプラザ	湖西市環境センター内

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民各層の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、推進体制の整備を図るとともに、分別収集アプリの配信や、市の広報誌へのごみ分別に関する記事の掲載、自治会や企業を対象にした出前講座を開くことによって、適切な分別方法の認知を図る。また回収拠点及び回収容器等の整備を図る。
- ・ 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、集積場所の貸与などの支援を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記載し、3年後の計画改定時には、その記録を基準に事後評価を行うこととする。